

令和6年度

あいの里共同溝設備保守点検業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

## 1 業務の概要

あいの里共同溝について、付帯設備の機能低下を防ぐため、また事故等を未然に防止するため、点検、測定、試験等を行い、共同溝の維持管理を行うものである。

## 2 履行場所

- (1) あいの里共同溝 : 札幌市北区あいの里1条4丁目ほか
- (2) 北区土木センター : 札幌市北区太平12条2丁目(中央監視装置設置場所)

## 3 履行期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日までとする。

## 4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」によるものとする。

## 5 業務内容

- (1) 以下に示す別表のとおり、これらに基づき保守点検を行うこと。
  - ア 別表1 あいの里共同溝設備保守点検項目
  - イ 別表2 中央監視装置総合点検項目
- (2) 資材・備品・消耗品等の在庫管理を行うこと。
- (3) 北区土木センターの自家用電気工作物年次点検立会。別途発注業務の自家用電気工作物点検の際に、停電前、中央監視装置の電源を落とすこと。また復電後に電源を入れ各設備の異常の有無を確認すること。

## 6 点検周期

点検周期については以下のとおりとする。なお、各点検を行う日時については事前に委託者に確認すること。

- (1) 1カ月点検 : 毎月1回実施すること。(6カ月点検を行う月を除く年10回)
- (2) 6カ月点検 : 年2回実施すること。(5月と11月を予定)
- (3) 中央監視装置 : 総合点検を年1回実施すること。(11月を予定)

月点検を12回実施すること。

- (4) 酸素警報設備 : 月点検を11回実施すること。総合点検は設備更新を予定しているため実施しない。設備更新月には月点検は実施しない。
- (5) 臨時点検 : 委託者からの指示又は事故等が発生した場合に実施。

## 7 遵守法令等

業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか下記の法令等を遵守すること。

- (1) 道路法
- (2) 電気事業法
- (3) 水道法
- (4) 下水道法
- (5) 消防法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 電気設備に関する技術基準及び内線規程
- (8) 酸素欠乏症等防止規則
- (9) 札幌市共同溝保安細則
- (10) その他関連規則等

## 8 管理体制

受託者は下記の内容による者を定めること。

### (1) 業務責任者

業務遂行を指揮監督するため、直接常用雇用契約関係にある者の中から業務責任者を1名定めること。なお、業務責任者については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有し、建築設備の維持管理に関する実務経験が5年以上の者とする。

### (2) 業務員

直接雇用契約関係にある者の中から、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者または酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者とする。

## 9 提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

### (1) 業務計画書

履行開始日の前日までに提出し、委託者の承諾を得ること。履行期間中に内容の変更があった場合は速やかに変更後の書類を提出し承諾を得ること。なお、業務計画書には以下の書類を含むこと。

ア 業務責任者等指定通知書(経歴書、資格免許証の写し、雇用関係を証明する書類(健康保険証等)の写しを添付すること。)

イ 保守管理体制表

ウ 緊急連絡体制表(近隣関係機関含む)・・・別添参照

エ 業務員名簿(氏名、年齢、資格免許証(写し)、雇用関係を証明する書類(写し)を添付すること)

オ 年間業務工程表

### (2) 完了届、報告書

業務完了後、速やかに提出すること。ただし、3月分については3月31日に提出すること。

ア 完了届(本市指定様式『役務 様式9』を使用すること)

イ 報告書(提出部数:2部)

(ア) 月点検報告書

(イ) 6カ月点検報告書

(ウ) 総合点検報告書

(エ) 点検写真

なお、点検により発見した不具合や対応した整備・修繕については指定の様式に記載し月報とともに提出すること

### (3) その他提出書類

ア 事故等報告書(随時提出すること)

## 10 再委託について

業務の主たる部分（下記）については、受託者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 月点検業務

前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務責任者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

## 11 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 12 その他特記事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者との連絡を密にし、工程調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な工具・機器・ウェス等消耗品類、照明器具、安全機器設備の手配・設置等は受託者負担とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者、受託者双方で協議の上、定めるものとする。  
受託者の過失により当施設及び第三者に損害を与えた場合、受託者は一切の責任を負うものとする。
- (4) 本業務で発生した蛍光灯は、施設内指定場所に保管すること。
- (5) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 受託者はエコドライブの推進に努めること。また、アイドリングストップの推進、ふ

んわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。

- (7) 受託者は、履行期間の開始前までに、前年度あいの里共同溝設備保守点検業務の受託者から業務引継を受けるものとする。また受託者は、履行期間満了または契約解除に伴う業務の終了にあたって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をする事。

以下、札幌市共同溝保安細則より抜粋

(入溝者の義務)

第5条 入溝者は、法令、管理規程、この細則及び別に定める要領並びに共同溝の構造及び機能を熟知し、共同溝及び占用物件の保全並びに酸素欠乏事故及び作業等に伴う事故の防止に努めなければならない。

- 2 入溝者は入溝責任者に協力し、又は自己の責任において、共同溝及び占用物件の保全並びに酸素欠乏事故及び作業等に伴う事故の防止に努めなければならない。

(入溝者の手続き)

第6条 入溝責任者は、緊急の場合を除き、承諾書若しくは許可書又はその写し(以下「承諾書等」という)を提出し、共同溝鍵貸出簿(細則様式1)に必要な事項を記載し管理課の確認を受けたうえで鍵の貸与を受けるものとする。

- 2 入溝責任者は、入溝中は承諾書等を携行し、道路管理員又は他の入溝者の求めがあった場合には、これを提示しなければならない。
- 3 入溝責任者は工事等が完了した場合には、速やかに管理課に鍵を返却するとともに、共同溝入溝報告書を提出し確認を受けるものとする。

(入溝時の措置)

第7条 入溝責任者は、入溝前に、入溝する者の人数、装備等を点検し安全を期するとともに、出溝後においてもこれを行い、共同溝内の残留、残置等のないようにしなければならない。

- 2 入溝責任者は、入溝に際し、監視盤を確認し、溝内が安全な状態にあることを確かめた上でなければ入溝してはならない。この場合において、溝内が安

全な状態にないと認められる場合には、付帯設備又は他の機器等の使用により安全を確保した上で入溝しなければならない。

- 3 入溝責任者は、監視盤に異常等が示された時は、速やかに入溝者に連絡するとともに付帯設備の稼動等適切な防災措置を執るものとする。

(緊急時における措置)

第8条 共同溝において事故の発生又はその恐れがある場合には、発見者は速やかに次の要領で通報するとともに安全な範囲で応急の措置を執ることとする。

- 2 酸素欠乏に係わる事故については、前項の例により通報するとともに、空気呼吸器等を使用するなど二次災害を防止する措置を執ったうえで、至急に救助、介護等を行うものとする。

\*「次の要領で通報」とは別添の緊急連絡体系図による。

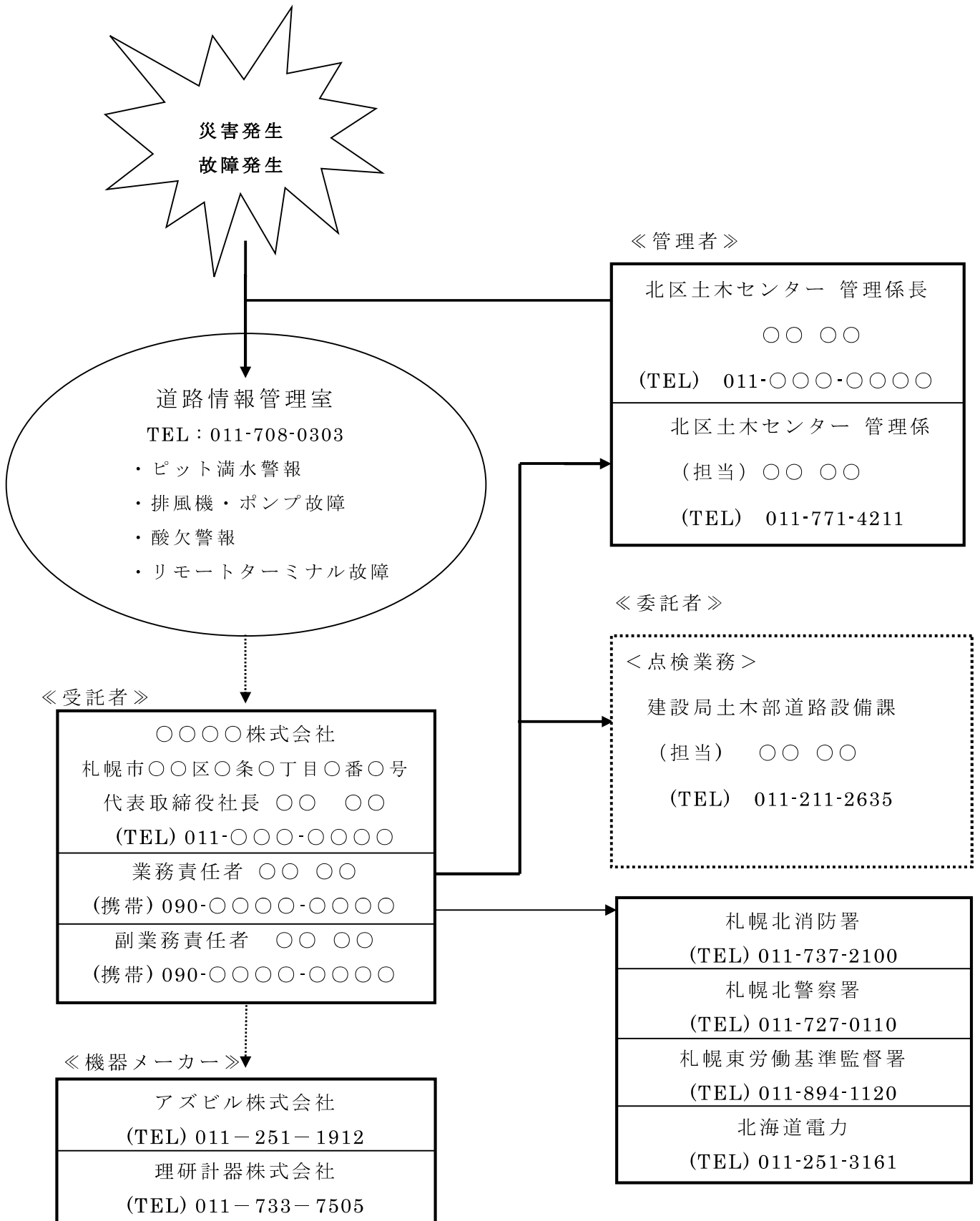
(遵守事項)

第9条 入溝する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾書等に付した条件を厳守するとともに、道路管理者の指示に従うこと。
- (2) 道路管理者が承認した場合を除き、構内で火気又は引火性の溶剤若しくは可燃性ガス等を使用しないこと。
- (3) 共同溝内では喫煙をしないこと。
- (4) 構内で有毒ガス等が発生する恐れのある作業等を行う場合には、別途給排気の設備を設けること。
- (5) 入溝者は保安帽、作業衣及び腕章を着用し、懐中電灯を携行すること。
- (6) 万一の場合に備え、各作業箇所ごとに最低限の空気呼吸器等酸素欠乏に係わる事故防止の機器を準備すること。

# 緊急連絡体系図

(業務名) あいの里共同溝設備保守点検業務





別表1 あいの里共同溝設備保守点検項目

No.1

区 分	点 検 項 目		設 備 概 要
	1カ月点検	6カ月点検	
1.引込及び 幹線設備	1.引込線に異常はないか	1.端子の増締め	分電盤(20回路) 1面 指示計器類 84個
	2.分電盤の外観に破損、損傷はないか	2.絶縁抵抗測定	
	3.電源確認ランプの表示は良いか	3.ELB動作試験	
	4.盤内ELB,NFBから異音、悪臭はないか	4.保温ヒーター動作試験	
	5.端子盤に加熱、変色はないか		
	6.盤内に雨水等の浸入はないか		
2.電灯及び コンセント設備	1.照明器具の破損、不点灯はないか	1.絶縁抵抗測定	FL-20w 170台 FL-40w 79台 誘導灯 17台 計266台 面積:3,000㎡ コンセント 15台 スイッチ 33台
	2.照明器具に異音、異臭はないか	2.電圧確認	
	3.照明器具に雨水等の浸入はないか	3.充電部の露出はないか	
	4.非常照明のバッテリー点灯切替の確認	4.端子の過熱変色はないか	
		5.コンセント、プレートに破損等はないか	
3.動力設備	1.各動力盤の外観点検	1.各絶縁抵抗測定	排風機動力盤 3面 排水ポンプ動力盤 11面 手元開閉器盤 3面 排風機遠方操作盤 4面 計21面
	2.電流値、圧力計の確認	2.各電流電圧確認	
	3.手動、自動切換運転の確認	3.端子の緩み増締め	
	4.排風機、排水ポンプの動作確認	4.排風機、排水ポンプの動作確認	
	5.スイッチ類は正常な位置になっているか	5.スイッチ類は正常な位置になっているか	
4.排風機	1.排風機の外観状況の確認	1.排風機の基礎固定部の緩み確認	排風機#3 1.5kw×2台 排風機#2 0.75kw×4台 計6台
	2.排風機の電動機の発熱異常の有無	2.防振材の破損等の有無	
	3.排風機の軸受異音、振動の有無	3.排風機のVベルト緩み、磨耗、損傷の有無	
		4.排風機のVプーリー磨耗、損傷の有無	
		5.排風機の芯出しの良否	
		6.排風機の羽根車汚れ、変形、腐食	
5.排水ポンプ	1.排水ポンプ電極の外観に異常はないか	1.ケーブル損傷の有無	排水ポンプ 50φ×22台
	2.ポンプ配管・バルブ・チャッキ類は正常か	2.ポンプ配管・バルブ・チャッキ類は正常か	
6.接地設備	1.端子盤の点検	1.接地測定	接地端子盤(3極) 11面
		2.端子に緩みはないか	
		3.接地線に断線はないか	
7.インターホン設備	1.親機、子機、収納箱、スピーカーの外観に破損はないか	1.親機、子機、収納箱、スピーカー総合動作試験	親機 1台 子機 15台 スピーカー 24台
		2.音量状態の確認	
8.酸素警報設備	1.検出器に破損はないか	総合点検は実施しない	酸素警報設備 15台 酸素センサー 15個
	2.酸素濃度19.5%以下で、排風機が運転するか		
	3.酸素濃度18%以下で、ハットライト点灯するか		
	4.センサー箱内部のヒーター動作確認		

区 分	点 検 項 目		設備概要
	1カ月点検	6カ月点検	
9.監視設備 (共同溝内)	1.監視盤の外観に破損等はないか	1.端子の増締め	監視盤 1面 監視中継盤 1面 計2面
	2.スイッチ類は正常な位置になっているか	2.絶縁抵抗測定	
	3.監視盤より排風機の運転確認	3.盤内に異音、異臭等の異常はないか	
		4.端子類の加熱、変色はないか	
		5.スイッチ類は正常な位置になっているか	
		6.監視盤のポンプ・排風機運転、故障、満水表示の確認	
10.ドアヒーター 設備	1.各盤の外観点検	1.通電確認	ドアヒーター盤 5面 (2回路 4面、3回路 1面)
	2.適正な温度設定か(12~3月のみ)	2.各絶縁抵抗測定	
11. 消火器		1.消火器が適正に設置されているか	消火器10型 40本
		2.外観、腐食、損傷の有無	
12.構造物等	1.漏水等の異常箇所はないか	1.ドア建具、屋外排気塔、タタキに	面積:3,000㎡ 出入口:5箇所
		損傷ないか	
13.中央監視装置 (北区土木センター 及び共同溝内)	1.中央監視装置の外観に異常はないか	年1回総合点検を行う。詳細は別表2	中央監視装置 1面 SRU 1面
	2.タッチパネル運転・故障履歴の確認		

別表2 中央監視装置総合点検、セントラル周辺機器点検項目（1年点検）

アズビル(株)製、型式:savic-netEV model10

No.3

下表並びにメーカーの点検基準・判定基準に基づき点検し、その良否を判定すること。

項 目	点 検 項 目	
北 区 土 木 セ ン タ ー	1. 中央処理装置(MCU) (ANN含む)	1. データファイルのバックアップ作成 2. 自動シャットダウン機能の確認 3. 各部のクリーンアップ 4. 自己診断プログラムによるハードウェア診断 5. ハードディスクドライブの機能確認 6. インジケータ表示確認 7. ケーブル、コネクター類の装着状態の確認 8. 冷却ファンの動作確認／交換 9. ハードウェア構成の確認
	2. 中央処理装置(MCU) 分電ユニット (PDU)	1. 受電電圧の測定 2. 電源、接地端子等の締付確認 3. 各部のクリーンアップ 4. 受電インジケータの確認 5. ケーブル、コネクター類の装着状態の確認
	3. 中央処理装置(MCU) 外部入出力ユニット (IOU)	1. 電源電圧、リップルの測定、調整 2. 各部のクリーンアップ 3. 各端子の締付確認 4. ケーブル、コネクター類の装着状態の確認
	4. 無停電電源装置 (UPS)	1. バックアップ動作の確認 2. 電源断検出機能の確認 3. UPS出力電圧測定 4. UPS外観点検 5. UPSインジケータ確認
	5. 中央処理装置(MCU) システム機能 (ANN含む)	1. 基本機能の確認 2. システム構成機器管理機能の確認 3. 各部入出力ユニット(IOU)の移報、ブザー停止機能の確認 4. OS各設定内容の確認 5. システム状態の確認 (1)チェックプログラムによる診断 (2)システムのイベントログの確認、保存 (3)データベース動作状態の確認 (4)エラーログに保存 6. 管理点数の確認 7. MCUソフトウェアバージョンの確認
	6. タッチパネル(MMU)	1. タッチパネル動作確認 2. 設定要素の確認 (1)色ずれ、色ムラの確認 (2)フォーカス確認 (3)コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 3. 外観のクリーンアップ

項 目		点 検 項 目
北 区 土 木 セ ン タ ー	7. 親局用通信装置 (CLA60A)	1. 受電電圧の測定 2. 電源、接地端子等の締付確認 3. 基本機能点検 (ICメモ리카ードへの書き込み更新、LED表示状態確認、エラー有無の確認)
	8. 入出力ポイント(※) (デジタルポイント)	1. SRU接続中の入力及び出力の模擬動作試験
	9. 移報用伝送装置(ZM)	1. 任意代表警報発報による警報通報機能の模擬動作試験
共 同 溝 内	10. 子局用通信装置(SRU) (BPS含む)	1. 受電電圧の測定
		2. 電源、接地端子等の締付確認
		3. 各部のクリーンアップ
		4. 受電インジケータの確認
		5. ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認
		6. SAVICとの通信
		7. 無停電電源装置の電源電圧測定(BPS)

### ※入出力ポイント

項目	名 称	用途	ポイントタイプ
1.3.01.01.1	移報 リモーターミナル異常	移報	COP
1.3.01.01.2	移報 ピット満水警報	移報	COP
1.3.01.02.1	移報 酸欠警報	移報	COP
1.3.01.02.2	移報 排風機・ポンプ故障	移報	COP
1.3.02.1	排風機-1 操作	発停	CCP
1.3.02.4	排風機-1 状態	状態	SOP
1.3.02.5	排風機-1 故障	警報	AOP
1.3.02.2	排風機-2 操作	発停	CCP
1.3.02.6	排風機-2 状態	状態	SOP
1.3.02.7	排風機-2 故障	警報	AOP
1.3.02.3	排風機-3 操作	発停	CCP
1.3.02.8	排風機-3 状態	状態	SOP
1.3.02.9	排風機-3 故障	警報	AOP
1.3.02.10	Aブロック酸欠	警報	AOP
1.3.02.11	Bブロック酸欠	警報	AOP
1.3.02.12	Cブロック酸欠	警報	AOP
1.3.02.13	Aブロック ポンプ故障	警報	AOP
1.3.02.14	Bブロック ポンプ故障	警報	AOP
1.3.02.15	Cブロック ポンプ故障	警報	AOP
1.3.02.16	Aブロック ポンプ満水	警報	AOP
1.3.02.17	Bブロック ポンプ満水	警報	AOP
1.3.02.18	Cブロック ポンプ満水	警報	AOP
1.3.02.19	リモート 異常	警報	AOP



あいの里共同溝(北区あいの里1条4丁目 ほか)

札幌市建設局土木部

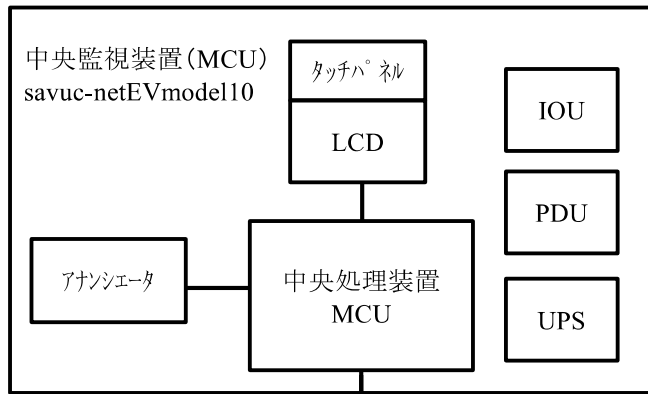
課名	課長	係長	製図	設計主任
道路設備課				

工事名	あいの里共同溝設備保守点検業務
図面名	共同溝位置図

図番

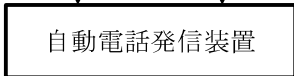
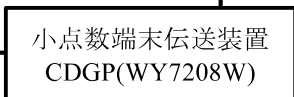
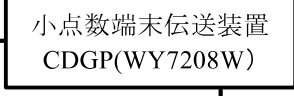
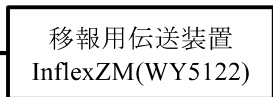
1/6

SCALE



(64点用)

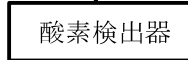
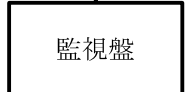
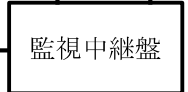
北区土木センター



NTT

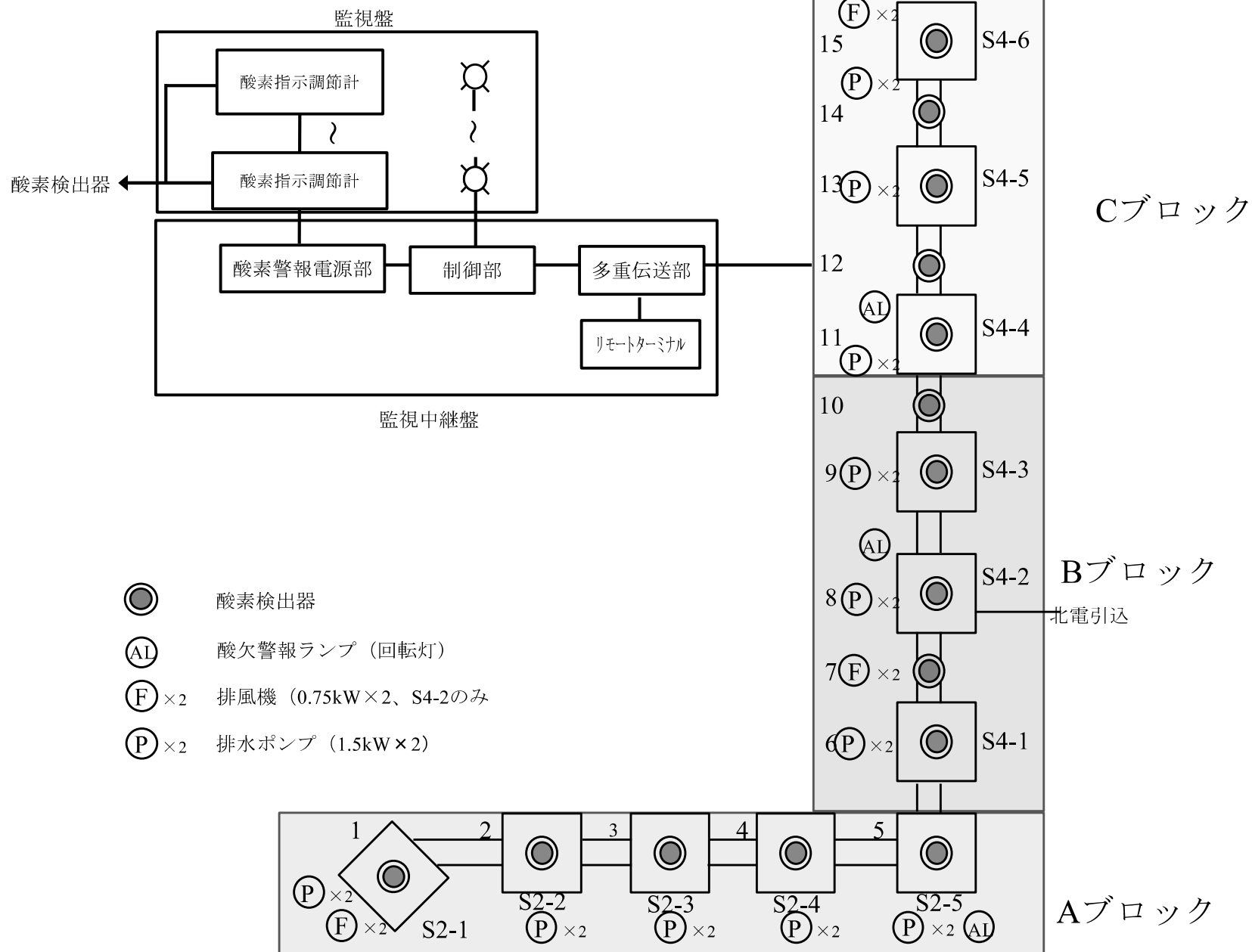


あいの里共同溝



札幌市建設局土木部

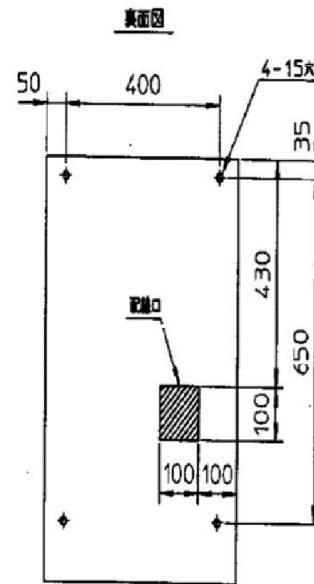
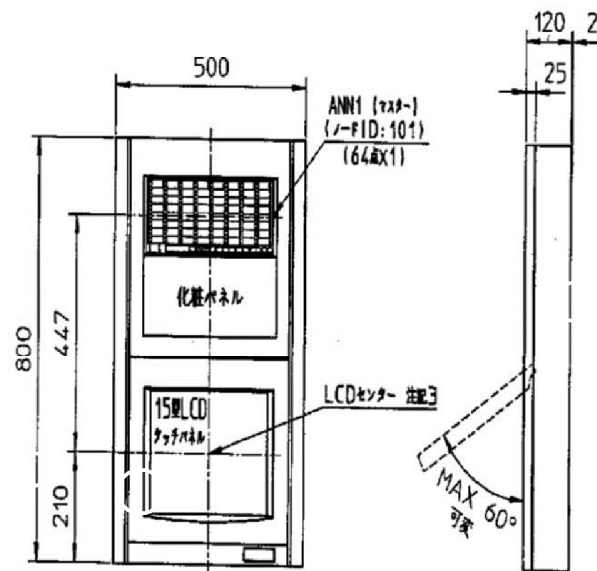
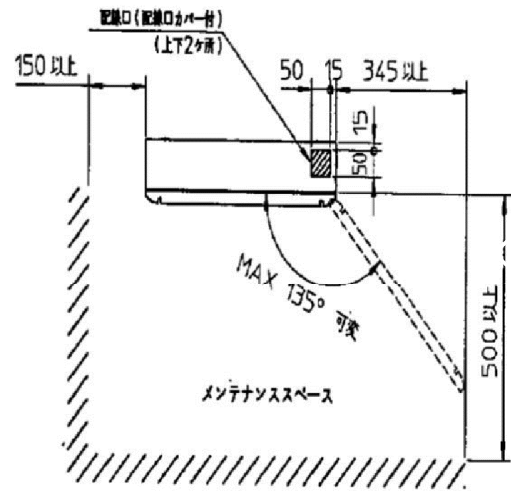
課名	課長	係長	製図	設計主任	工事名	あいの里共同溝設備保守点検業務	図番
道路設備課					図面名	監視系統図	2/6
					SCALE	-	



札幌市建設局土木部

課名	課長	係長	製図	設計主任
道路設備課				

工事名	#REF!	図番
図面名	設備配置概略図	3/6
SCALE	-	



札幌市建設局土木部

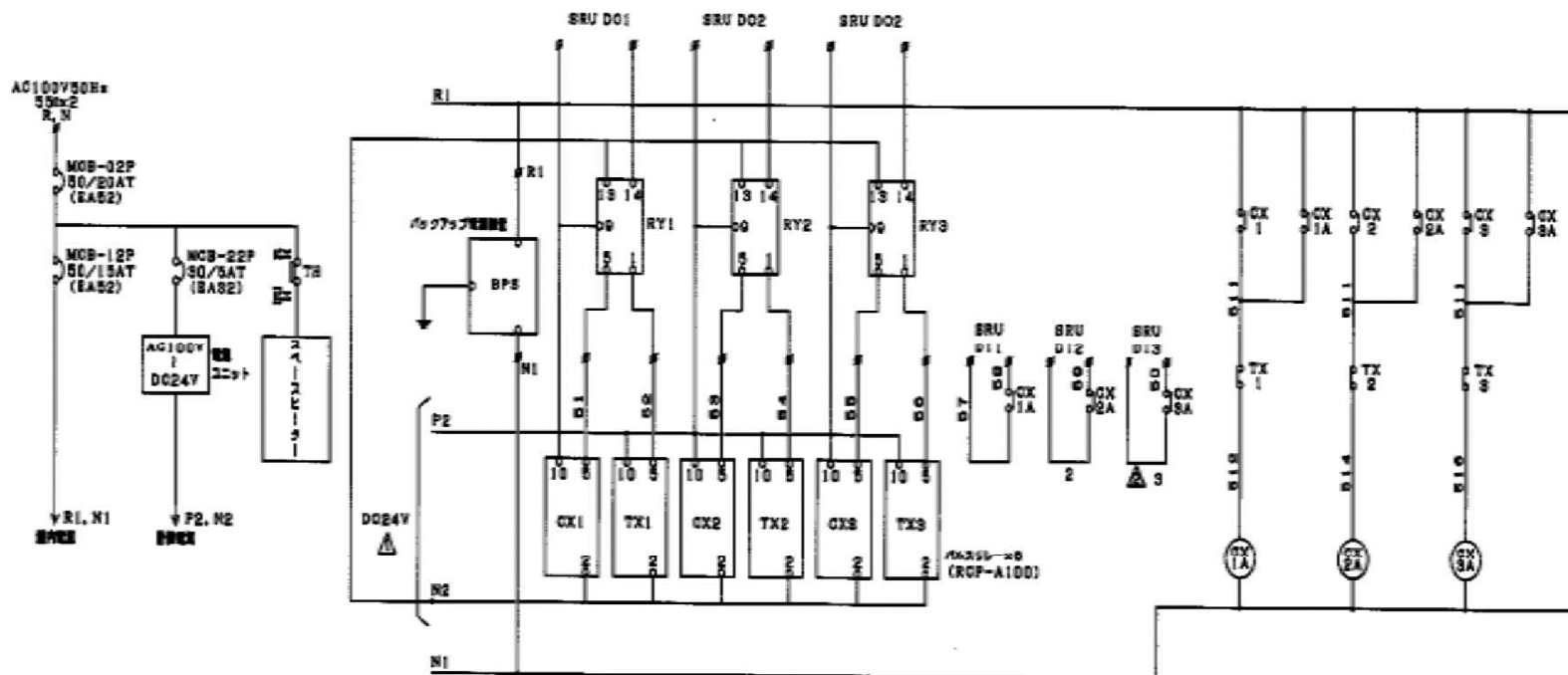
課名	課長	係長	製図	設計主任
道路設備課				

工事名	あいの里共同溝設備保守点検業務
図面名	中央監視装置

図番  
4/6

SCALE  
-





札幌市建設局土木部

課名 課長 係長 製図 設計主任

道路設備課

工事名 あいの里共同溝設備保守点検業務

図面名 中央監視シーケンス

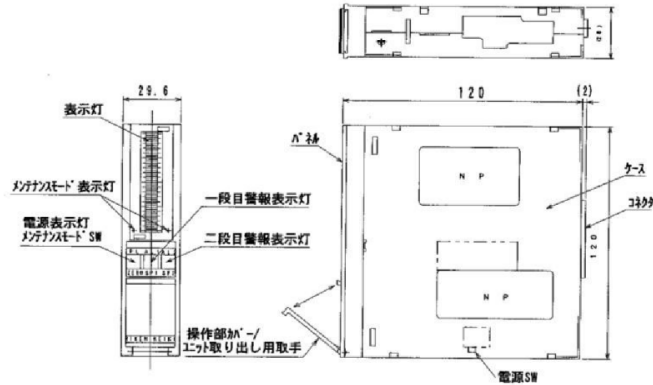
SCALE

図番

5/6

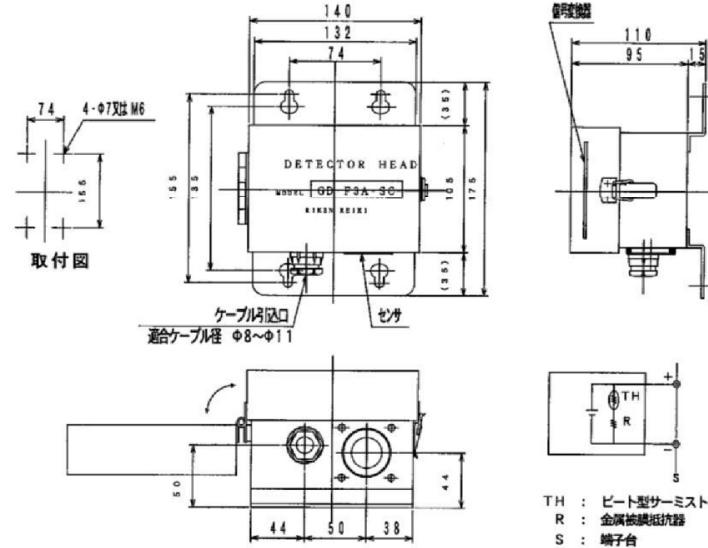
## 指示警報ユニット

- 指示対象ガス : 酸素  
 ガス濃度表示 : 三色LEDバーメータ (52ドット)  
 ガス濃度表示 50ドット, マイナス表示 1ドット, F.Sオーバー表示 1ドット  
 適合検知部 : 隔膜ガルバニ式検知部  
 検知部信号 : 4-20mA/(0-F.S.)  
 検知部間ケーブル : CVVS (2sq) 2芯 (専用ケース端子に接続)  
 検知部間伝送距離 : CVVS (2sq) ケーブルにて2km以内 (専用ケース端子より)  
 外部出力信号 : 4-20mA±1mA/(0-F.S.) 300Ω以下 (負荷抵抗) 分解能 160分割
- ガス警報  
 警報動作 : 自己保持 (リセット後自動復帰) 【標準】 又は 自動復帰 【ご指定】  
 警報表示 : 1段目 橙色ランプ点滅 (リセット後点灯)  
 2段目 赤色ランプ点滅 (リセット後点灯)
- 警報接点 : 常時非励磁 (警報時励磁) 【標準】 又は 常時励磁 (警報時非励磁) 【ご指定】  
 1 a 【標準】 又は 1 b 【ご指定】  
 接点容量 : AC100V/0.5A, DC30V/1.5A (抵抗負荷)
- 警報遅延  
 故障警報 : 3秒 【標準】 (0~12.5秒の範囲において0.5秒単位で設定可) 【ご指定】
- 警報動作 : 自動復帰  
 警報表示 : 緑色ランプ点滅  
 警報接点 : 常時非励磁 (警報時励磁) 【標準】 又は 常時励磁 (警報時非励磁) 【ご指定】  
 1 a 【標準】 又は 1 b 【ご指定】  
 接点容量 : AC100V/0.5A, DC30V/1.5A (抵抗負荷)
- インシャルクリア : 約25秒  
 使用温湿度 : 0~40℃, 10~90%RH (結露無きこと)  
 電源 : DC24V±10%  
 消費電力 (検知部を含む) : 7W, 12VA (マルチケース使用時)
- 形状 : パネル付プリント基板 ケーブルコネクタ付  
 本体色 : パネル=マンセル 5YR 2/1.5 相当色  
 ケース=黒 (アルマイト処理)
- 寸法・質量 : 約29.6(W)×120(H)×120(D)mm 約320g  
 外形図 :



## ガス検出部

- 型式 : GD-F3A-SC  
 構造 : 壁掛又は 2B(50A)パイプ取付構造  
 防爆性 : 本質安全防爆構造 i3aG4 (「フイバー」を使用した場合)  
 労働省防爆検定合格番号 第33788号
- 検知原理 : ガルバニ電池方式  
 検知方式 : 自然拡散式  
 使用環境 : -10℃~+40℃, 90%RH以下  
 供給電源 : DC24V (指示計部より供給されます。)  
 使用ケーブル : 2芯シールドケーブル (1.25sq CVVS-2C相当)  
 【接続口】 ケーブルグラウンド (適合ケーブル外径φ8~φ11)
- 伝送距離 : 【非防爆シフトの場合】  
 指示警報部~検知部間 2km  
 【防爆シフトの場合】  
 指示警報部~「フイバー」~検知部間 合計にて  
 但し、「フイバー」~検知部間  
 最大 250m (1.25sq CVVS-2Cの場合)  
 最大 500m (1.25sq CEES-2Cの場合)
- 出力信号 : 4~20mA DC (指示警報部から供給される電源ラインに流れます。)  
 外形寸法 : 175(H)×140(W)×110(D) mm  
 質量 : 約1.6kg  
 塗装色 : マンセル 2.5Y 9/2 半艶  
 外形図 :



酸素センサー OS-B11

参考

札幌市建設局土木部

課名	課長	係長	製図	設計主任	工事名	あいの里共同溝設備保守点検業務	図番
道路設備課					図面名	酸素警報設備	6/6
					SCALE	-	

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

#### (工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等) .....

(代表者氏名) .....

工事等名称: .....

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....  
(総括保護管理者)

.....  
(保護管理者)

.....  
基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

#### 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置  有り  無し

その他（ ..... ）

#### 5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業員を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

#### 6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

#### 7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....



【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所  
会社名  
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり）  (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）  (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）  (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：  (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：  (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	